

令和2年度第9回

下松市農業委員会総会議事録

令和2年12月8日（火）10時から
下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和2年度第9回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年12月8日(火) 10時から

2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室

3 農業委員

・出席(8人)

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 山岡喜久吉

・欠席(0人)

4 農地利用最適化推進委員(全員出席要請)

・出席(5人)

1番 中村 英隆 2番 藤井 康之 3番 小林 克美 5番 弘中 健治

6番 松村 将吾

・欠席(1人)

4番 金藤 哲夫

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)

議案第2号 非農地証明交付申請の承認について(調整区域)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)

報告第4号 「農業委員会法改正5年後調査」について

6 農業委員会事務局職員

局長 綱本 渉

書記 河本 健

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第9回 定例総会 会議の概要

事務局	ただ今より12月の定例総会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。本日の農業委員の欠席者はいません。本日の出席者は8名、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしています。金藤哲夫推進委員は議会の為欠席です。それではお願ひします。
議長	みなさん、おはようございます。やっと秋もひと段落して新しい年を迎える、ちょうど忙しい時期になりました。今年はなかなか厳しい年でありましたけど、また新しい年に向かって頑張っていきたいという風な思いを持っております。本日の議事録署名人は大本委員と山岡委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。それではよろしくお願ひ致します。
事務局	議案書3ページをご覧下さい。議案第1号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、使用貸借での新規です。土地の所在は大字●●●●●一●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地外、面積は1,630m ² の内327m ² 。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん、内容は使用貸借で新規、期間は3年です。調査委員は弘中健治推進委員です。
議長	弘中推進委員、お願いします。
弘中(推)委員	11月24日に事務局と山岡委員で現地調査しました。場所は●●●の●●で、5ページに地図が記載しております。左の地図で言いますと、左上側が●●の湾でございます。それからちょっと下がりまして●●の公民館、それをずっと上がって●●●●●というのがありますと、その上側の山に面したところになります。地目は田で、既に休耕田ということで雑草は茂っていましたが、年に何回かは保全管理をされていると思われます。面積は1,630m ² のうち327m ² で、2枚が一筆の田んぼでございます。3ページに戻りまして、借り手の●●●●さん、●●歳で、夫婦で5,200m ² 稲作をされていて、利用権設定の土地は●●さんの上側になります。貸し手の代表相続人●●●●さんは登記名義人の●●●●さんが祖父に当たります。●●さんのお子さんが●●●に嫁がれ、代表相続人●●●●さんは長男ということで、●●に在住されております。農地条件は使用貸借ということです。以上でございます。
議長	弘中推進委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。 意見もないようですので採決をします。議案第1号受付番号1番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号1番は原案の通り承認致します。じゃ、事務局お願いします。

事務局 議案書6ページをご覧下さい。

議案第1号受付番号2番及び受付番号3番並びに受付番号5番について利用権の設定を受ける者が同一ですので総会資料に基づいて一括して説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について使用貸借での新規です。

最初に受付番号2番は、土地の所在は大字●●●●●ー●と●●●●ー●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地内、面積は2, 005m²と1, 678m²、計3, 683m²。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん、内容は使用貸借で新規、期間は9年11か月。これは10年の設定予定でしたが公示日以降の開始となるための期間となります。

次に受付番号3番は、土地の所在は大字●●●●●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地内、面積は3, 480m²。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん、内容は使用貸借で新規、期間は5年です。

最後に受付番号5番は、土地の所在は大字●●●●●ー●と●●●ー●と●●●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農用地内、面積は616m²と1, 765m²と1, 170m²、計3, 551m²。利用権の設定をする人は●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん、内容は使用貸借で新規、期間は10年です。

調査委員は金藤哲夫推進委員ですが、本日議会の為欠席ですので、同行した事務局の河本より説明させます。

議長 ではお願いします。

事務局 それでは議案の説明に入ります。議案書第1号受付番号2番3番5番とも、令和2年11月24日に金藤推進委員と現地の確認を行っております。受付番号2番についてですが、場所につきましては、議案書8ページ、左の図面にある通り、県道●●●●線から西にある2枚の田んぼです。今回の申請地は、以前に圃場整備が実施されたところですが、長年に渡って耕作放棄地となっており、雑草や雑木が生えるなど原野の状況となっております。所有者の●●さんは、現在市外に在住しており、保全管理等も難しい状況となっていたところ、今回、●●さんが水稻栽培のために借り受けたいと申し出がありました。長年保全管理がされていないことから、●●さんへ意向確認をしたところ、草刈等を実施し、農地の整備ができ次第、おおむね2~3年を目途に、水稻の栽

培を開始したいとのことでした。なお、利用権設定期間は9年11ヶ月で、使用貸借となります。

続きまして、議案書第1号受付番号3番です。場所につきましては、議案書11ページ、左の図面にある通りです。●●●●●からおよそ700m北西に離れた場所になります。所有者の●●さんは、以前より借り手を探していたところ、今回、●●さんが水稻栽培のために借り受けたいと申し出がありました。現地は、草刈等保全管理がされており、水稻栽培の再開も可能であると思われます。水利権については、●●さんに対し、事務局より説明を行っております。なお、利用権設定期間は5年で、使用貸借となります。

最後に議案書第1号受付番号5番についてです。場所につきましては、議案書18ページ左の図面にある通りです。●●●●●からおよそ500m北西離れた場所になります。貸し手の●さんは、代表相続人として保全管理等を行つておりましたが、体調を崩されたため、借り手を探していたところ、今回、●●さんが水稻栽培のために借り受けたいと申し出がありました。現地は、草刈等保全管理がされており、水稻栽培の再開も可能であると思われます。水利権については、●●さんに対し、事務局より説明を行っております。なお、利用権設定期間は10年で使用貸借となります。以上ご審議をお願いいたします。

議長 事務局、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。はい、近藤委員。

近藤委員 ここは、色々ありましたいね。田んぼの中に大きな木が生えちょるような所で、本当に出来るんですか。

議長 たいへんそれは私も危惧しています。報告者の意見は。

事務局 ●●さんは、この圃場整備された田んぼをぜひ作りたいという強い思いと、まず出来る所からやりたいということで、全体をやるには2、3年かかるけれども、出来るところから田んぼにしていくつもりでいますという意見を頂いております。そういう事で、やる気は十分です。

議長 本人も私の家に来られました。受付番号2番ですけれど、●●の圃場整備区域内の約3反ばかりありますが、先般の定例総会でも申し上げました通り、●●の圃場整備が平成元年3月31日に完了しまして、約30年ちょっとになりますけれど、その間一回も手入れをされておりません。従ってですね、国の補助を取ってやったわけですが、3年くらいは草を刈っておられましたけれども、手が足りなくなつてご両親も亡くなられて、そのまま放置されて現在に至つていると。栗を何本か植えてですね、それを収穫したいという風な希望もあったようですけれど、それも手が足りず、現在は栗の木がこの位（手で表現）になつて、柳の木もおそらく幹回りが30cm以上くらいあると思いますよ。そういう木が何本も立ております。それで、カズラで草茫茫々で、とても現状に復

するというのは至難の業ではないかと本人にも確認しましたよ。それで、あなたはバックホウを持っておられるのかと。まずバックホウが無ければ元に戻すことは出来んから。機械はありますかと。そしたらバックホウは持っているという事なので。どうじやろうかと思って再々念を押して、それでもやると。挑戦したいという本人の意思なので、それ以上は私も。それは頑張ってくれという事で承認をしたんです。それと受付番号3番●●●●さん、これは●●ですけれど、私も●●さんの家に何度か行って話をしまして、最終的に貸したいということで了解したので、●●さんがそれを受けて、耕作したいということで話がまとまったわけです。ここはちゃんと保全管理をされておりまますので、すぐ田んぼに戻せるという状況で問題はないであろうと思います。受付番号5番につきましては、相続関係で今保全管理をされておりますけれども、●さん自身も●●のほうで田んぼを2町くらい作っておられますので。それも手が足りないということで、作る人を探しておられましたけれども、たまたま●●さんがそこも作りたいという希望がありましたので、本日の提案になったわけです。先般の定例総会で●●の●●さんから借り受けて、現況がどうなっているのか確認に行きましたところ、一部草刈り機で草を刈ってですね、なんとか現状に復したいという労力は確認しております。本人は●●歳足らずでまだ若いから多分頑張ってくれるんじゃないかなと期待を持っております。以上です。
他にどなたかござりますか。はい、大本委員。

大本委員 この方はいくつくらいなんですか。

事務局 ●●歳です。

山岡委員 ええですかいね。

議長 はい、どうぞ。

山岡委員 こういう人が出れば、田んぼとしての体裁が整えられるんですよね。こういう人が出てくると、下松の農業はどうなるかと思っておりますので、是非、皆で協力してというか、募集してもらってですね、育ててもらいたいと思うんですけどね。以上です。

議長 結局、耕作放棄地が増えるというのは色々な要因があってですね、これというはっきりとした原因は捉えにくいんですけど、今年のようにコロナとウンカの大発生、高温障害で大きな農家が被害を受け、小さな農家がやる気を失うと。今後の下松市の農政はどうなるのかと、大変心配しております。先般要望書を提出しておりますけれども、まず圃場の条件が非常に悪いと。そして畑に転換するのも難しい。更に水路の管理ができにくい。これが耕作放棄に繋がっていくわけですよ。それを防ぐためには、出来る限り圃場整備をして区画整理をしていくという事であれば、少しでも現在の農地の継続が出来るのではないか

という思いを持っております。なかなか一長一短で進みませんが、そういう希望は持っております。

他にご質問はありますか。

意見もないようですので採決をします。議案第1号受付番号2、3、5番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第1号受付番号2、3、5番は原案の通り承認致します。じゃ、事務局お願いします。

事務局 議案書12ページをご覧下さい。議案第1号受付番号4番について総会資料に基づいて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について使用貸借での新規です。土地の所在は大字●●●●一●と●●●一●、地目は登記簿田、現況畠、農振区分は農用地内、面積は1,118m²と720m² 計1,838m²。利用権の設定をする人は●●●●さん、利用権の設定を受ける人は●●●●さん、内容は使用貸借で新規、期間は5年です。調査委員は藤田善江委員です。

議長 藤田委員、お願いします。

藤田委員 それでは、借受人が●●●●さんの使用貸借による、新規申請について報告いたします。去る11月19日に事務局さんと私とで現地調査に行ってきました。場所については議案書14ページの左の地図になります。●●●●●の西側の横の道から入り約700m行ったところに分かれ道があります。その分かれ道を東側に行き、700mくらい行ったところにあります。今ため池の工事をしている裏側になります。前回の利用権設定は●●●●●さんでしたが、●●●さんがお亡くなりになられたので、今回息子さんの●●●●さんとの新規設定になります。現状はとてもきれいに畠を耕作されていました。通年、季節野菜を作られております。下松のJAの直売所にも出荷されているそうです。●●から●●まで、こまめに通われて熱心に農業に取り組んでおられます。ご審議よろしくお願いします。

議長 藤田委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。

内山委員 これは既に8,776m²作りよってんですね。新たに利用権設定される近くにあるんですかね。

山岡委員 それについてですが、地元を知っているものですから。●●さんは●●の出なんですよ。それで●●の下りた奥に元家があって、そこに自分の田んぼを作ら

	れておるんです。それを作るのに便があるからそこを作っちゃあげようという ようですね。
近 藤 委員	この 10,000 m ² を作るのに耕運機だけではちょっと難しいでしょうね。
議 長	ちょっと私も疑問に感じたんですが、現在 8,776 m ² 持つちょっとてんですか。 作りよってんですか。
事 務 局	これは所有です。全体を作つておられるかというと、奥の田んぼの一部、作つ てない所もあったと思うんですよ。
議 長	耕作してないんかね。
事 務 局	その部分もあります。今年はそれこそ一年休耕されて、その前まではずっと作 られていたという事なんですけれど。一番奥の●●●●さんと言われて。8, 776 m ² 全部が耕作されているかと言われれば、一番奥の上の方は所有はされ ているけれど、耕作されていない部分もあったと思うんですよ。
議 長	一昨年までは耕作されていて、猪で困つちよると。今月見に行って、田んぼが 荒れていて、耕作をやめたんだなど確認しました。その田とあわせて畠を作り たいという事なんですよね。
事 務 局	そうですね。畠で借りられた所について、今まで通り畠で引き続き作りたいと。
議 長	他の所は猪が出るからやれん、という事なんですよね。この場所の前にため池 の工事を市がやっていますけれど、そのすぐ側と。先週見に行った時は畠でき れいに管理していました。●●さんはすぐその下に家があって、そこの息子 さんですか。
事 務 局	そうです。そこがご実家です。今住んでおられない状態です。
議 長	はい、大体状況は分かりました。 はい、他にどなたかござりますか。意見もないようですので採決をします。議 案第1号受付番号4番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	はい。全員でございます。議案第1号受付番号4番は原案の通り承認致します。 じゃ、事務局お願いします。
事 務 局	議案書20ページをご覧下さい。議案第2号受付番号1番について総会資料に

- 基づいて説明いたします。非農地証明交付申請の承認について調整区域です。土地の所在は大字●●●●一●、地目は登記簿田、農振区分は農用地外、面積は25m²。参考地目は公衆用道路。調査委員は近藤政司委員です。よろしくお願ひします。
- 議長 近藤委員、お願ひします。
- 近藤委員 報告します。先月25日小林推進委員と私と事務局で調査にうかがいました。場所は、丁度先ほど●●さんが借り受ける田んぼの2、300mくらい上方になるんですが。●●川と道が並行して走って、右手に入る道があります。そこを入って数10mくらいにある場所です。この議案第2号受付番号1番の写真がございます。それと、非農地証明の理由が書いてありますが、もう3mくらいの道幅の道路になっておりまして、見た所、非農地であろうという認識でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 近藤委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願ひします。
- 内山委員 これは該当物件ではないのですが、●●●一●の両隣の●●●一●と●●●は別の方の所有なんでしょうね。
- 近藤委員 ●●さんの所有ではありません。そこには家が建っていますからね。ここは車庫部分じやけど、道を分筆してそうなっているんじゃないかなと思いますが。農道はこういうのが多いですよね。
- 議長 おそらく、30年よりも、もっと前だと思いますが、この奥に家がありますんで、この農道を作った時に寄付をされたと思います。結局手続きをしなくて道路を作るわけですが、そういう事例の所が多いです。
- 山岡委員 もうちょとしたら地籍調査が入りますからね。
- 大本委員 なぜ今回の申請になったのですか。
- 議長 結局、●●さんがこの奥に田んぼがあるんですよ。そこに通うためにも外したいと。恐らく所有権と課税だけは、はっきりしておこうということでしょう。
- 近藤委員 多分ね、ここの家と土地を親類の人から貰ったというんですよ。そういう所にこんなのがあっても何もならんという部分でやってんじやないかと思います。
- 議長 はい、他にどなたかござりますか。意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号1番についてはこれを非農地、道路とすることに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は原案の通り承認致します。じゃ、事務局お願いします。

事務局 議案書21ページをご覧下さい。議案第2号受付番号2番について総会資料に基づいて説明いたします。非農地証明交付申請の承認について調整区域です。土地の所在は大字●●●●●一●、地目は登記簿田、農振区分は農用地外、面積は20m²。参考地目は宅地。調査委員は山岡喜久吉委員です。よろしくお願いします。

議長 山岡委員、お願いします。

山岡委員 それではご説明いたします。この議案第2号受付番号2番については、先般の総会でも関わりましたが、●●さんの道路のほうの反対側です。ここはセメントできちんとやってありますけど、屋敷を作った時から自分の土地じゃから関係ないんで。それが今になって確認したいという案件です。それで、行ってみましたら、写真の通りです。21ページの左側にあると思うんですが、上方に●●●橋という所にお地蔵様があるんですが、あれから入られて●●川を渡ってすぐの所です。ここは●●●も●●さんの土地を借りておるそうです。そして、申請地の右側の畠も●●さんの土地であります。今まで何も問題はなかったのですが、お父さんの代から子供の代にきっちりやっておきたいということなんでしょう。その角の所が農地の方に組み込んでいたということで、認めて欲しいということです。以上です。

議長 山岡委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありました
が、ご意見がありましたらお願いします。

(異議なしの声)

意見もないようですので採決をします。議案第2号受付番号2番についてはこれを非農地、宅地とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号2番は原案の通り承認致します。以上で本日の審議いただき議案について、終了いたしました。報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。ないようですので引き続き、他の事項について事務局から説明をして下さい。

事務局	<p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、議案書の22ページに1件ございました。</p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の23ページに3件ございました。</p> <p>報告第3号「非農地証明交付申請の承認について」（市街化区域）は、議案書の24ページに3件ございました。</p> <p>内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>報告第4号「農業委員会法改正5年後調査」について、別添資料に基づいて説明します。本調査は 全国農業会議所が、農業委員会制度の大きな改革となつた平成28年の改正農業委員会法の施行から5年目を迎え、制度改正による効果と課題を把握し改善していくことを目的に全国1,702農業委員会を対象に実施するものです。調査結果は、農業委員会組織に公表する他、「農業委員会法改正5年後見直し」の検討で、国等と意見交換を実施する際の資料として活用されます。資料にある設問に対し事務局段階での回答をお示ししております。各委員さんの思いと一致していない回答もあろうかと思います。回答期限が1月25日となっておりますので、追加訂正のご意見がありましたら、1月18日までに事務局までお寄せください。よろしくお願ひします。</p>
議長	次に連絡事項は。
事務局	資料としまして11月30日に開催された常設審議委員会で報告がありました令和3年度予算に係る要望書を当日配布しております。また、来月の総会は例年16時から実施し場所を移して新年会を行っておりましたが、新型コロナの第3波が猛威を振るう中、新年会の開催は中止とさせていただき、通常通りの10時から当会場で開催させていただきます。よろしくお願ひします。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで12月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和2年12月8日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長

清川洋

署名委員

大本博秀

署名委員

山岡喜久吉